



「学校いじめ防止基本方針」

リンデンホールスクール中高等学校部

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

よって、いじめの問題への対応を本校における最重要課題の一つととらえ、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって、保護者及び地域の関係機関等と連携・協力して組織的に対応することが必要である。教職員をはじめ生徒を取り巻く周囲の大人たちが、「いじめはどの子どもにも、どの学校にでも、起こりうる」という共通認識の上に立って、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめを受けた生徒を最後まで守り抜く」という姿勢でそれぞれの役割と責任を全うすることで、いじめの問題の発生・深刻化を防止し、いじめを絶対に許さないという生徒の意識を育てるとともに、心豊かで安全・安心な社会をつくることを目的とする。

そのためには、学校はすべての教育活動において生命や人権を大切にする精神を土台として保持することや、教職員自身が生徒一人ひとりの多様な個性に留意し、かけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという教育的視点に立った指導を実践することが重要である。

今般、いじめ防止に向けた日常の指導体制の整備・充実の促進と、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見と認知した場合の適切かつ速やかな解決を図るため、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

「いじめ」とは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットや携帯電話を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりするなど意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（「いじめ防止等のための基本的な方針」5頁）

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめはどの生徒にも起こりうるという認識のもと、学校における教育活動全体を通して、全生徒を対象に、自己肯定感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てるための取組を推進することが重要である。具体的には、以下の観点から、生徒が周囲の友人や教職員との良好な人間関係の中で、安全にかつ安心して学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事等に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくこととする。

- (1) 生徒間及び教師と生徒との人間関係・信頼関係の構築
- (2) 基本的な生活習慣の確立と規範意識の育成
- (3) 命の教育の推進
- (4) 体験活動の推進
- (5) いじめ防止等のための職員研修の実施

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点及びいじめの未然防止のための対策等について、全教職員の共通認識と正しい理解の促進、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を、年度初めに実施する。

3 いじめの早期発見(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等)

(1) 基本的考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分をうまく伝え、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、いじめが発見されにくく、長期化・深刻化することがある。そのため、日頃から、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、授業中や休み時間等の生徒との会話等の機会に生徒の様子に目を配る。たとえ些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、いじめを抱え込んだり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。特に、生徒の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れていじめられていることを表出できない者もいることを配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化を捉えて適切に対応していくことが不可欠である。担任や教科担当をはじめ教職員相互が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有する。

(2) いじめの早期発見のための措置

- A. 生徒の声に耳を傾ける。
 - a. アンケート調査の実施
 - b. 面接月間等における個別面談の実施
- B. 生徒の行動を注視する。～生徒のサインを受け止める～
 - a. チェックポイント(「いじめの早期発見・早期対応の手引」)の活用
 - b. 校内外の巡視により校内外における生徒の様子きめ細かに把握する。
- C. 保護者と情報を共有する。
 - a. 学級通信等配付物による学校情報の発信(毎月)
 - b. 面接月間等を利用した保護者会等の実施
 - c. 家庭訪問・電話連絡等による個別対応
- D. 地域及び行政等の関係機関との連携を行う。定期的に地域や関係機関との情報交換を行う。

◎ 福岡県いじめレスキューセンター(令和5年11月1日開設)

対象事案: 学校への相談を迷ういじめ、学校への相談後に第三者による支援を希望するいじめ

対象者 : 小中高生とその保護者

支援体制: 支援員(3名程度)、専門員(1人)、事務職員(1人)

設置場所: 福岡県吉塚合同庁舎6階(福岡市博多区吉塚本庁13-50)

4 いじめに対する措置(発見したいじめに対する対処—ネット上のいじめを含む—)

(1) 基本的考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止委員会」において職員間で情報共有し、組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。その際、人種・宗教上の差異、性的少数者等、特にきめ細やかな対応が必要な生徒については、当該生徒の特性に配慮し、特性を踏まえた適切な支援を行うことに留意する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- A. 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- B. 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに教頭、副校長へ報告し、「いじめ防止委員会」と情報を共有する。
- C. 「いじめ防止委員会」が中心となって、速やかに関係者(生徒・保護者等)から事情を聴き取るなどして、いじめの有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学園本部、県知事に報告する。

- D. 被害・加害生徒の保護者に対しては、家庭訪問を行い状況について報告する。その際、事実関係を丁寧に説明し、解決のために保護者と連携して対応する姿勢で臨む。
- E. いじめにより心身や財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、犯罪行為と認められる場合は警察等関係機関と連携して速やかに対応する。
- F. 課外活動やクラブ活動においていじめを発見又は通報を受けた場合も上記の対応を行う。
- G. クラブ活動の指導員、非常勤講師等にも事前に本対応について周知する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- A. いじめの事実を正確に把握する。
聴き取りに際しては、生徒本人の心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努めながら信頼関係を築く。また、担任との関係等にも配慮し、最も信頼を得ることができている教師等で対応する。
- B. 安全確保と全面支援(心のケア)
「あなたを全面的に支援する、そして守り抜く」ことをきちんと伝え、自分のことを心配し、守ってくれる人がいる安心感をもたせ、心のケアを図る。
- C. 保護者への連絡・報告・相談
保護者に対しては、その日の内に複数の教師で家庭訪問を行い、事実関係と今後の学校の対応を伝え、保護者に不安感や不信感等を抱かせないように十分配慮し、問題の解決に向けて理解と協力を得る。
- D. 支援体制の確立
家庭(保護者)との緊密な連携のもとに、いじめ防止委員会をはじめ、担任、養護教諭、SC及び関係者との連携協力による支援体制を確立する。その際、親しい友人や教職員、家族と連携し、情報を共有しながら、支援を進める。
- E. 事後の経過観察と指導
いじめ事案が発生し指導が入った後に、加害生徒と被害生徒の間に再び関係が悪化することがないように、事後3か月間は担任・SC・養護教諭等がヒアリングや心のケアを通して経過を観察し、両者の関係が改善に向かうように継続的な指導を行う。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

- A. いじめの事実を正確に把握する。
冷静かつ客観的に、事実と経過を確認する必要がある。いじめた生徒が語った心情については、一方的に否定したり説諭したりせず、丁寧に聴き取る。事実確認と指導は明確に区別する。
- B. 保護者への報告と確認
保護者に対しては、迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。
- C. いじめの態様に応じた適切な指導
「いじめは、人間として絶対に許されない」という姿勢で指導に当たり、毅然とした対応をする。ただし、懲戒を行う際には、いじめには様々な要因があることに目を向け、教育的配慮の下、いじめた生徒が自らの悪質さを理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- A. 全員が当事者であることを理解させる。
いじめを受けた心の痛みや苦しみを理解させるとともに、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させる。
- B. 互いに違いを認め、尊重しあう共感的人間関係を構築し、生徒一人ひとりが集団(ホームルーム等)において自己存在感を味わえるような集団づくり(ホームルーム経営)を行う。

(6) ネット上のいじめへの対応

- A. ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちにプロバイダ等に速やかに削除を依頼する。また、いじめ防止委員会において対応を協議し、関係生徒からの聴き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- B. 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒及び保護者の精神的なケアに努める。また、必要に応じて、法務局等関係機関と連携して対応する。
- C. 教科「情報」を中心として、情報モラル教育の充実を図る。また、保護者に対しても積極的に情報を発信する。

(7)いじめの解消

- A. いじめが「解消している」とは、「いじめに係る行為が3か月以上止んでいること」「いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも二つの要件を満たしており、必要に応じ他の要件も勘案して判断できる状態とする。
- B. いじめに係る判断は、次の手順で行う。
 - 1. いじめに係る行為が止んでから3か月以上経過した時点において、いじめられた生徒及びその保護者等に対して改めて面談を行い、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。
 - 2. 確認した内容を基にいじめ対策組織(いじめ防止委員会)で検討し、検討した内容を踏まえて校長が判断する。
- C. 上記の状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性がゼロではないとの認識のもと、いじめられた生徒及びいじめた生徒について、注意深く観察を継続する。

5 重大事態への対処(いじめ防止対策推進法・第28条関係)

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- A. いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- B. いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ※「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - ※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
 - ※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

(「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から)

(1)重大事態の発生と調査

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

A. 重大事態の報告

学校は、学園本部を通じて県知事へ事態発生について報告する。

B. 調査

- a. 学校は、学園本部や県からの指導や人的措置等の適切な支援の下、調査を行う組織を設置する。その際、精神科医や心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体等からの推薦により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

- b. いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの実事関係を、可能な限り明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- c. 可能な限りいじめられた生徒から十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。また、いじめられた生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- d. 調査を進めるにあたり、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2)調査結果の提供及び報告

- A. 当該調査に係るいじめられた生徒及び保護者等に対し、当該調査に係る組織、方法、経過及び事実関係等、その他必要な情報を適切に提供する。なお、調査結果報告は、一方的なものとならないよう、保護者等の所見を盛り込む等、客観的なものとなるように配慮するとともに、今後の同種の事態防止策を示すこととする。いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明をする。その際、適時・適切な方法で、経過報告を行うこととする。
- B. 学校は、学園本部を通じて県知事へ調査結果について報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1)組織の名称 _____ いじめ防止委員会 _____

(2)いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- A. 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止委員会」を設置する。
- B. 具体的な役割
 - a. 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。
 - b. いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
 - c. いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
 - d. いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
 - e. 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

(3)いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- A. 学校は、学園本部や県からの指導や人的措置等の適切な支援の下、いじめ防止委員会を中心として調査を行う組織を設置する。また、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。専門家等を加える場合は、職能団体等からの推薦により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- B. 具体的な役割
 - a. 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - b. 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの実事関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意すること。

- c. 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とすること。

(4)組織の構成

委員長:副校長

委員:教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導委員、スクールカウンセラー、
前期課程担任、後期課程担任、養護教諭

7 学校評価

【達成目標】

いじめの未然防止のために、以下の内容に取り組む。

- A. 二者及び三者面談を実施する。
- B. 学年集会及び長期休暇前の生活指導を活用した規範意識向上のための講話実施する。
(年に2回以上)
- C. 挨拶運動などの生徒会活動及び学年縦割りのグループによる探究活動や学校行事の実施する。
- D. 年度初めにいじめ防止のための職員研修を実施する。

いじめの早期発見のために、以下の内容に取り組む。

- A. 学校生活アンケートの実施(月に1回)
- B. ネットパトロールの実施(月に1回)
- C. 生徒指導委員会、担任会議等における情報交換の実施(月に1回以上)

【評価方法】

上記目標の達成については、年度末にいじめ防止委員会において協議し評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

いじめ防止・教育相談 年間計画

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
始業式 講話	スマホ・ ケータイ 安全教室	学校生活 アンケート	三者面談	人権同和 学習	始業式 生活指導	文化祭を 通した絆 づくり	薬物乱用 防止教室	三者面談	始業式 講話	学校生活 アンケート	終業式 講話
生徒手帳 配布	体育祭を 通した絆 づくり		終業式 講話		学校生活 アンケート	学校生活 アンケート	学校生活 アンケート	終業式 講話	学校生活 アンケート		平和学習
生徒端末 と各種相 談窓口の 紐づけ	学校生活 アンケート		夏季休業 生活指導					冬季休業 生活指導			学校生活 アンケート
いじめ防 止に係る 職員研修			学校生活 アンケート					学校生活 アンケート			
学校生活 アンケート											

平成28年4月11日
 平成29年4月30日 改訂
 平成30年5月10日 改訂
 令和 3年6月17日 改訂
 令和 6年6月10日 改訂
 令和 7年3月19日 改訂